

高齢者や障がい者の皆さんが 尊厳を持って暮らせる地域に！！



地域の皆さんの“気づき”が 高齢者・障がい者の虐待防止に つながります！

終わりの見えない介護や世話に追い詰められて、高齢者や障がい者を傷つけてしまっている場合があります。そうした傷つける行為（＝虐待）を防ぐために、皆さまのご協力をお願いします。

地域の「見守り」と「気づき」が
虐待防止の第一歩！！



このような行為は虐待です

身体的虐待

とても熱いものを食べさせられる、飲まされる

たたかれる、殴られる、蹴られる

部屋から出してもらえない

心理的虐待

どなられる、悪口やひどいことを言われる

無視をされる

経済的虐待

本人の年金など収入はあるのに、サービスの利用料や生活費の支払いができていない

自分のお金をとられる、渡してもらえない

性的虐待

本人が嫌がる性的行為をする

罰として下半身を出したままにする

ネグレクト(放棄・放置)

ごはんを食べさせてもらえない

お風呂に入らせてもらえない

病院に連れて行ってもらえない、必要なサービスを利用させない

虐待が起こる要因

【介護疲れ】 【経済的不安】 【希薄な近隣関係】
【疾病や障がいの理解不足】 【折り合いの悪さ】
【介護者の孤立】 など、様々な要因が重なり合ってます。

★「介護の悩みや負担」をひとりで抱え込まないことが大切です。

早期発見・相談で虐待を防ぎましょう！

早期に発見し、第三者が介入することで、深刻化を防ぐことができます。虐待に気づいたときは、一人で悩まず、ぜひ相談してください。
※相談者の個人情報を守られます。匿名での相談も受け付けています。

高齢者の場合の相談・問い合わせ先			
高齢福祉課 福祉担当	☎34-3061	左記またはお住いの地区を担当する地域包括支援センター	
	☎34-3237	北部 ☎87-0231	中央南 ☎55-3320
西部福祉課	☎92-3002	東部 ☎36-3703	中央西 ☎38-3310
介護110番	☎39-1165	中央 ☎31-0022	南東部 ☎85-7351
		中央北 ☎34-8511	南部 ☎27-5138
		南西部 ☎50-7858	河西部 ☎48-6361
		河西部西 ☎47-0294	西部 ☎87-1572
障がい者の場合の相談・問い合わせ先			
障がい福祉課	☎34-3212	左記または松本市障がい者基幹相談センター	
西部福祉課	☎92-3002	もしくは計画相談支援事業所	
※夜間・休日 ☎ 34-3000（市役所代表）			

松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会
松本市

R6.4